

令和元年度

第2回定期監査報告書

都市整備部

（都市計画課）
（道路交通課）

下水道事業

（下水道課）

令和2年2月13日

多摩市監査委員

目 次

〔都市整備部〕

第1	監査の概要	3
1	監査の種類	3
2	監査の対象	3
3	監査の範囲	3
4	監査の期間	3
5	監査の観点	3
6	監査の方法	4
第2	監査の結果	4
1	歳入歳出予算の執行について	4
2	文書事務及び事務決裁について	5
3	物品の管理等について	6
4	現金等の管理について	6
5	個人情報 の適正な管理について	6
6	歳計外現金について	7
第3	監査結果の総括	7
1	補助金事務について	7
2	文書事務及び事務決裁について	8
3	内部統制の検討について	8
第4	監査対象部課等の概要	8
1	都市整備部	8
2	監査対象部課等の組織及び職員配置数	11

〔下水道事業〕

第1	監査の概要	19
1	監査の種類	19
2	監査の対象	19
3	監査の範囲	19
4	監査の期間	19
5	監査の観点	19
6	監査の方法	20
第2	監査の結果	20
1	契約事務（見積期間の確保）について	20

2	補助金事務について	20
3	文書事務（文書保存年限）について	21
4	物品の管理について	21
5	個人情報の適正な管理について	21
第3	監査対象部署の概要	22
1	係の名称及び事務分掌	22
2	監査対象課の組織及び職員配置数	23

都 市 整 備 部

令和元年度第2回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和元年度第2回定期監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和2年2月13日

多摩市監査委員 沢登 袈裟平
多摩市監査委員 橋本 由美子

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、道路交通課）

3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までの財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、平成30年度執行分を含む。）

4 監査の期間

令和元年10月10日から令和2年2月12日まで

5 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか
- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか

- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

6 監査の方法

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の観点」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

備品台帳に登載されている監査対象の部署の物品は、令和元年10月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）10品、一般物品211品の合計221品である。重要物品については、10品、一般物品については、89品をそれぞれ抽出し、合計99品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品のすべてを対象とし、一般物品は、課別に総数の10%程度又は30品程度とし、物品の種別が偏らないようにした。

第2 監査の結果

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

1 歳入歳出予算の執行について

(1) 契約事務について

ア 委託業務の随意契約で見積りを1者しか徴していないが、決裁文書においてその理由を記載していなかった。（都市計画課）

イ 20万円以上の修繕について、契約締結の決裁を行っていない。（都市計画課）

ウ 工事請負契約書に、工事場所ではない案内図と平面図を添付していた。（道路交通課）

エ 委託契約書、工事請負契約書において、契約の証として契約書を2通作成し当事者記名押

印の上各自1通保有するとしているが、3通作成し保有していた。(道路交通課)

オ 消費税率引上げによる契約変更に伴う予算執行変更伺書において、単価契約で既に支払った分を含めて増額変更していた。(都市計画課)

「多摩市契約事務規則」、「契約事務の手引」等を再度確認し、適正に事務処理をされたい。

(2) 補助金事務について

ア 多摩稲城交通安全協会運営事業費補助金について、要綱では「補助事業実績報告書を事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは速やかに報告しなければならない」と規定されているが、翌会計年度の6月に受理していた。また、補助金の額を確定しておらず、被交付決定者に補助金交付額確定通知書も送付していなかった。(交通対策担当)

イ 多摩市ミニバス運行事業補助金について、補助金額を確定する決裁は行っていたが、被交付決定者に補助金交付額確定通知書を送付していなかった。(交通対策担当)

ウ 多摩市マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成について、要綱で規定されている事前相談の相談内容を文書により記録をしておらず、文書管理システムによる記録も行っていなかった。また、多摩市非木造住宅耐震化促進補助金について、要綱で規定されている窓口相談カードを文書管理システムによる記録を行っていなかった。(都市計画課)

エ 複数の補助金の交付申請、実績報告の各審査について、審査基準を整備しておらず一定の基準のもとに審査を行っていなかった。また、審査基準は整備していたが、活用していないものがあつた。(都市計画課、交通対策担当)

オ 補助金・助成金交付決定、交付額の確定の決裁について、部長決裁ではなく課長決裁としているものがあつた。(都市計画課)

「多摩市補助金等交付手続規則」、各補助金交付要綱及び補助金事務運用の手引きに基づき、適正に処理されたい。

2 文書事務及び事務決裁について

(1) 文書事務について

ア 保存年限について

(ア) 協定書に関する文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を30年と規定しているが、10年としているものがあつた。(都市計画課)

(イ) 都支出金に関する文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規

定しているが、5年としているものがあつた。(都市計画課)

(ウ) 収入支出の証拠文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、3年、5年としているものがあつた。(都市計画課、交通対策担当)

イ 収受について

(ア) 都支出金の交付決定通知書等の文書について、交付決定通知書でなく添付された事務連絡文書に収受印を押し、文書管理システムによる記録を行っているものが散見された。(都市計画課)

(イ) 行政財産使用申請書、補助金交付申請書等について、文書管理システムによる記録を行っていなかった。(都市計画課)

「多摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。

(2) 事務決裁について

所管課において行う業務委託の契約締結の決裁において、契約金額が500万円以上であるが、部長決裁ではなく課長決裁としていた。また、総務契約課長の合議がないものがあつた。(道路交通課)

「多摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理されたい。

3 物品の管理等について

各課で実地調査を行ったところ、重要物品、一般物品については、概ね適正に管理されていた。

4 現金等の管理について

各課で実地調査を行ったところ、現金、預金通帳、現金管理簿、仮払金、郵券については、概ね適正に管理されていた。

5 個人情報の適正な管理について

(1) 個人情報取扱特記事項について

ア 委託契約書、工事請負契約書において、個人情報を取扱う業務であるが、「個人情報取扱特記事項」を添付していないものがあつた。(都市計画課、道路交通課)

イ 個人情報を取扱う委託契約書において、旧様式の「個人情報取扱特記事項」を添付しているものがあつた。(交通対策担当)

(2) 個人情報保護管理者について

ア 個人情報を取扱う委託業務、機器借上において、「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護管理者の設置について、受託者から「個人情報の責任体制等報告書」により報告されていないものがあった。(道路交通課、交通対策担当)

個人情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取扱われたい。

6 歳計外現金について

市営住宅保証金(敷金)、駐車場保証金の還付について、市からの還付通知書に基づき入居者等から請求書が提出されるが、還付通知日より前の請求書が複数あった。(都市計画課)

第3 監査結果の総括

今回の監査を通じて、以下のとおり、総括的に意見を述べる。

市では、過去5年間の事務処理における監査指摘について、再発防止を徹底するため、全ての部署を対象に本年度から再確認を行う取組みに着手されたが、今回の定期監査においても、決裁区分や文書保存年限、添付文書の誤りなど、規程等に基づかない事例が散見された。事務を処理する際には、単に前例を踏襲するのではなく、その都度規定等の根拠を確認するとともに、決裁における各段階で確実なチェックを行われたい。

不適切な事務処理は、市民の信頼を損なうことに繋がる。管理監督者の的確な指導・監督、職員一人ひとりの意識の向上や知識の習得はもとより、文書、会計、契約等の例規を所管する部署においても、全庁的に適正な事務執行が行われるよう、周知・指導等の徹底を図られたい。

今監査での指摘事項についても、組織全体で共有し、内部統制の取組みを推進するとともに、各規程やマニュアルの実務での活用と合わせて、適正な事務処理を行われたい。

1 補助金事務について

補助金の交付については、統一かつ効率的に処理し、予算執行の適正化を図るため、「多摩市補助金等交付手続規則」が制定され、これに基づき各要綱が定められ、補助金交付事務の流れや要点等をまとめた補助金事務運用の手引きが作成されている。今回の監査では、補助金交付事務において、審査基準を作成していない、事業実績報告書が要綱に規定された期限までに提出されていない、補助金の充当先を確認できない、交付額決定通知を送付していない、必要な資料が添付されていないなどが散見された。

補助金は、市が特定の事業・活動を助長・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして交付するもので、当然のことながら、補助金交付の基準の明確にすることや補助金による成果等、市民に対して説明責任を負うものである。事務処理においては、公平性、透明性を確保し、補助金交付要綱等沿って適正に処理されたい。

2 文書事務及び事務決裁について

第1回定期監査でも意見を述べたところだが、文書事務は、行政活動の根幹を成すものである。

今回の監査でも、文書の收受、供覧、合議、決裁、確定、保管、保存といった一連の流れの各段階で、文書事務の基本原則、規程類に沿っていない事項が数多く見られた。特に近年、国や東京都との連絡について、電子メールを活用することが多くなっているが、各部署においても文書管理システムに記録されていないものが散見された。「多摩市文書管理規程」第18条では、「電子メールを受信した職員は、その内容が組織として事務処理を行う必要がある場合は、文書管理システムにより処理しなければならない。」とし、第20条では「すべての事案は、文書によることを原則とする。」と規定されている。組織として電子メールによる連絡又は調整を行った際は、「多摩市文書管理規程」に基づき対応されたい。

3 内部統制の検討について

平成29年に改正された「地方自治法等の一部を改正する法律」では、令和2年度から都道府県及び指定都市に内部統制制度の導入と実施が義務付けられた。内部統制は、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全を目的としている。近年、多様な市民ニーズや諸課題への対応、業務の増加、急速な職員の世代交代等により適正な事務執行を阻害する要因が増え続けている。内部統制制度について、多摩市は努力義務であるが、正確で誤りのない事務執行をするためには、事務プロセスを可視化するとともに、事務執行を阻害する要因を明確にして統制を図り、例規類に即して事務を処理することが必要である。

予てより決算審査や定期監査の際、職員に対して内部統制の取組みの重要性を説明してきたところである。全庁的取組みとして、多摩市に適した内部統制の手法を検討し、限られた財源により持続可能で質の高い市民サービスを提供して市民の信頼と期待に応えられたい。

第4 監査対象部課等の概要

1 都市整備部

(1) 主な事務（多摩市組織条例より）

- ア 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- イ 開発、整備及び区画整理に関すること。
- ウ 住宅政策に関すること。
- エ 道路、河川及び土木に関すること。
- オ 交通対策に関すること。

(2) 課、係及び担当の事務分掌（多摩市組織規則より）

ア 都市計画課

（ア）計画担当

- ・ 都市計画の企画及び調整に関すること。

- ・ 都市計画の計画決定に関する事。
- ・ 都市計画に係る認定及び許可に関する事。
- ・ 都市計画の証明に関する事。
- ・ 都市計画図書の閲覧に関する事。
- ・ 都市計画審議会に関する事。
- ・ 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に関する事。
- ・ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に関する事。
- ・ 新住宅市街地開発事業に係る土地利用協議に関する事。
- ・ 都市計画街路に関する事。
- ・ 南多摩ニュータウン協議会に関する事。
- ・ 業務核都市に関する事。
- ・ 部の総合調整並びに部及び課の庶務に関する事。
- ・ 部の他の課並びに課の他の係及び担当に属さない事。

(イ) ニュータウン再生係

- ・ ニュータウン再生の推進に関する事。

(ウ) 指導係

- ・ 建築及び開発行為等の指導に関する事。
- ・ 街づくり指導基準に関する事。
- ・ 建築協定及び地区計画の指導に関する事。
- ・ 優良住宅及び優良宅地の認定に関する事。
- ・ 道路位置指定に関する事。

(エ) 街づくり推進担当

- ・ 街づくり審査会に関する事。
- ・ 再開発事業、土地区画整理事業及び市街地開発事業に関する事。
- ・ 建替推進決議をした後の住宅団地の建替え支援事業に関する事。
- ・ 都市施設の整備促進に関する事。
- ・ まちづくりファンドに関する事。

(オ) 住宅担当

- ・ 住宅マスタープラン及び公的賃貸住宅基本計画に関する事。
- ・ 地域住宅計画及び地域住宅交付金に関する事。
- ・ 建替推進決議をする前の住宅団地の建替え支援事業に関する事。
- ・ 住宅に係る情報提供及び相談に関する事。
- ・ 住宅に係る助成事業に関する事。
- ・ 住宅の耐震政策に関する事。
- ・ 高齢者及び障がい者住宅に関する事。
- ・ 市営住宅に関する事。
- ・ 公的賃貸住宅の募集に関する事。
- ・ その他住宅政策に関する事。

イ 街づくり担当課長

- ・ 都市計画課事務のうち指導係及び街づくり推進担当に関する事務を担当する。

ウ 住宅担当課長

- ・ 都市計画課事務のうち住宅担当に関する事務を担当する。

エ ニュータウン再生担当課長

- ・ 都市計画課事務のうちニュータウン再生係に関する事務を担当する。

オ 道路交通課

(ア) 管理担当

- ・ 道路占用許可に関すること。
- ・ 承認工事及び占用に伴う受託工事の施工に関すること。
- ・ 屋外広告物に関すること。
- ・ 地価公示図書の閲覧に関すること。
- ・ 道路の認定、廃止及び変更に関すること。
- ・ 道路台帳及び橋りょう台帳の整備及び活用に関すること。
- ・ 道路及び水路の境界確定に関すること。
- ・ 道路敷地の寄附及び国有財産の処理に関すること。
- ・ 道路統計調査に関すること。
- ・ 監督処分等に関すること。
- ・ 地籍調査に関すること。
- ・ 河川の占用手続、連絡調整等に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の係及び担当に属さないこと。

(イ) 整備保全担当

- ・ 道路、橋りょう及び道路附属物の維持管理に関すること。
- ・ 道路及び橋りょうの新設改良及び維持補修の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- ・ 交通安全施設及び道路附属物の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- ・ 共同溝に関すること。
- ・ 道路の整備計画の策定及び実施に関すること。
- ・ ユニバーサルデザインに関すること。
- ・ 道路の啓発に関すること。
- ・ 受託工事の設計、施工及び監督に関すること。
- ・ その他土木工事の設計、施工及び監督に関すること。
- ・ 災害復旧工事に関すること。

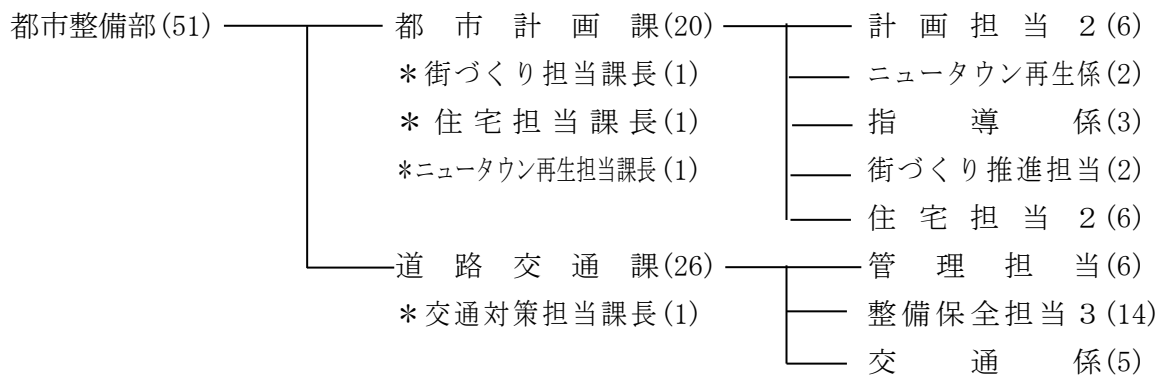
(ウ) 交通係

- ・ 交通対策の企画及び調整に関すること。
- ・ 交通安全対策及び交通安全教育に関すること。
- ・ ミニバスに関すること。
- ・ 交通災害共済に関すること。
- ・ 自動車、自転車等の駐車場の整備及び駐車問題に関すること。
- ・ 放置自動車、放置自転車等の対策に関すること。
- ・ 多摩都市モノレール株式会社に関すること。(多摩市外郭監理団体等指導監理要綱による関与等)

カ 交通対策担当課長

- ・ 道路交通課事務のうち交通係に関する事務を担当する。

2 監査対象部課等の組織及び職員配置数（令和2年1月1日現在）



※ () 内の数値は、常勤職員と再任用フルタイム職員の合計人数である。

※ 担当の後の数は、担当の組織数であり、「担当2」であれば担当の係が2つあることを示す。

歳入一覧（令和元年10月末日現在）
 （予算現額は、補正予算を反映している。）

（単位：円）

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
都市計画課	使用料	市営住宅家賃	45,803,000	47,662,322	20,673,300
		市営住宅駐車場使用料	3,605,000	3,460,900	1,582,000
		電柱用地使用料	20,000	19,280	19,280
		埋設ガス管用地使用料	2,000	2,200	2,200
	手数料	諸証明手数料	10,000	3,000	2,400
		市営住宅車庫証明手数料	1,000	1,500	1,500
	国庫補助金	社会資本整備総合交付金（都市計画費補助金）	5,200,000	0	0
		社会資本整備総合交付金（住宅費補助金）	67,304,000	0	0
		重層的住宅セーフティネット構築支援事業補助金	1,192,000	0	0
	都補助金	土地取引の規制に関する経由事務費等交付金	1,000	0	0
		マンション再生まちづくり制度補助金	1,375,000	0	0
		耐震化促進普及啓発活動支援事業費補助金	770,000	0	0
		東京都マンション耐震化促進事業補助金	8,943,000	0	0
		都市居住再生促進事業補助金	7,756,000	0	0
		東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金	17,385,000	0	0
	都委託金	都営住宅募集事務費	339,000	0	0
		耐震対策緊急促進事業事務費委託金	67,000	0	0
	財産運用収入	都市計画基金利子	2,087,000	0	0
	基金繰入金	都市計画基金取りくずし	500,000,000	0	0
	延滞金・加算金及び過料	延滞金	1,000	0	0
市預金利子	歳計現金預金利子	1,000	0	0	
雑入	下水道事業会計負担金	14,115,000	14,115,000	14,115,000	
	市営住宅修繕負担金	1,000	154,720	154,720	
市債	落川市営住宅改修工事事業債	56,700,000	0	0	
	小計	732,678,000	65,418,922	36,550,400	

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
道路交通課	負担金	多摩センター共同溝維持管理費占用者負担金	33,868,000	33,869,214	33,869,214
	使用料	道路占用料	78,000,000	81,500,053	81,458,006
	手数料	屋外広告物許可申請手数料	2,125,000	1,244,140	1,117,340
		境界証明等手数料	60,000	33,000	33,000
	国庫補助金	社会資本整備総合交付金	97,200,000	0	0
	都負担金	地籍調査事業費負担金	28,500,000	0	0
	都補助金	市町村土木補助事業（道路）補助金	87,153,000	0	0
		区市町村無電柱化事業補助金	15,500,000	0	0
	都委託金	屋外広告物取扱事務委託金	1,043,000	0	0
	市預金利子	歳計現金預金利子	0	2	2
市債	橋りょう耐震補強工事事業債	83,600,000	0	0	
	小計		427,049,000	116,646,409	116,477,562
交通対策担当	雑入	放置自転車等撤去料	2,369,000	2,132,000	2,132,000
		東京都市町村民交通災害共済市町村事務交付金	133,000	128,590	128,590
		バス借り上げ料負担金	921,000	0	0
		多摩市営駐輪場指定管理者納付金	1,401,000	0	0
		小計		4,824,000	2,260,590
	合計		1,164,551,000	184,325,921	155,288,552

事業別歳出一覧（令和元年10月末日現在）

（予算現額は、補正予算、予算流用、予備費充当を反映している。）

（単位：円）

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
都市計画課	都市計画審議会運営費	943,000	133,058	133,058
	都市計画管理経費	8,400,000	4,967,835	876,816
	都市計画に関する基本的な方針推進事業	45,288,000	4,742,714	364,714
	都市計画基金積立	2,087,000	0	0
	下水道事業会計繰出金	320,933,000	100,000,000	100,000,000
	ニュータウン再生関連事業	34,637,000	28,831,870	102,900
	住宅管理経費	77,211,000	64,774,439	8,653,647
	住宅耐震改修等促進事業	87,839,000	1,050,610	808,610
	住宅相談事業	7,731,000	136,000	136,000
	住宅助成事業	40,024,000	0	0
	住宅ストック対策事業	1,456,000	117,869	117,869
	小計	626,549,000	204,754,395	111,193,614
道路交通課	土木管理経費	18,644,000	10,737,613	10,620,133
	道路橋りょう管理経費	15,873,000	11,984,844	7,473,916
	街路灯維持管理経費	149,774,000	122,784,639	77,974,781
	道路維持事業	182,942,000	123,195,983	107,500,091
	多摩センター共同溝維持管理経費	41,235,000	26,257,028	15,783,188
	街路樹等維持管理経費	215,902,000	169,172,564	71,623,499
	道路整備事業	222,910,000	142,087,040	24,343,520
	交通安全施設整備事業	43,869,000	25,228,752	20,146,752
	橋りょう維持管理経費	338,153,000	135,213,675	58,360,675
	地籍調査事業	57,559,000	38,181,518	8,360,668
	災害復旧費	1,000	0	0
	小計	1,286,862,000	804,843,656	402,187,223

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
交通対策担当	交通問題事務経費	8,045,000	5,238,020	159,500
	交通安全対策事務経費	4,265,000	3,801,756	3,652,431
	交通安全指導経費	17,303,000	9,317,468	8,089,533
	放置自転車等対策事業	94,998,000	61,331,568	28,260,800
	駐車場対策事務経費	37,000	33,000	33,000
	地域密着型交通運行事業	57,262,000	57,258,672	58,672
	小計	181,910,000	136,980,484	40,253,936
合計		2,095,321,000	1,146,578,535	553,634,773

仮払金一覧表（令和元年10月末日現在）

（単位：円）

所管課名	金額	時間外保管場所	備考
交通対策担当	40,000	施錠できる機の引き出し内の手提げ金庫に保管	放置自転車等撤去料徴収用つり銭

下水道事業

令和元年度第2回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下水道事業の定期監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和2年2月13日

多摩市監査委員 沢登 袈裟平
多摩市監査委員 橋本 由美子

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

2 監査の対象

下水道事業（下水道課）

3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までの下水道事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理の状況について（国、都支出金等の関係文書、補助金及び助成金に関しては、平成30年度執行分を含む。）

4 監査の期間

令和元年10月10日から令和2年2月12日まで

5 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか
- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか

- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

6 監査の方法

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の観点」に基づき、関係書類、帳簿等の提出を受け、下水道会計システムの財務会計、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券の管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

物品整理簿に登載されている監査対象の物品は、多摩市物品規則の例により、令和元年10月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）6品、一般物品84品の合計90品である。重要物品については6品、一般物品については、30品をそれぞれ抽出し、合計36品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品のすべてを対象とし、一般物品は、総数の10%程度又は30品程度とし、物品の種別が偏らないようにした。

第2 監査の結果

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で指示又は注意を行い、改善を求めた。

1 契約事務（見積期間の確保）について

委託契約について、予定支出負担行為伺、業者への見積依頼と徴取、契約締結伺、支出負担行為決定など一連の契約事務を同日に行っているものが散見された。「契約事務の手引」では、「見積依頼から見積書の徴取までの見積期間について、随意契約では特段規程はない。」としているが、「委託等の随意契約に係る見積期間は、（中略）適正な見積りが可能な実質的な見積期間を確保することが必要です。（中略）最低1週間は確保するように考えてください。」と示している。見積を徴取するにあたっては、十分な期間を確保し、適正な契約事務をされたい。

2 補助金事務について

多摩市雨水貯留槽購入費補助金について、補助金交付決定を課長決裁で行っていた。「多摩市下水道課事務決裁規程」では、補助金の支出負担行為に関することを管理者決裁としているが、

補助金の交付決定については、市長部局と同様に特段規定されていない。このため、市として統一的に補助金交付事務を整理した「補助金事務運用の手引き」では、補助金交付の意思決定については、部長決裁としている。「補助金事務運用の手引き」に基づき対応されたい。

また、「多摩市雨水貯留槽購入費補助金の交付に関する要綱」第6条第3項では「補助金の交付決定又は不交付決定を、補助金交付申請を受けた日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。」と規定しているが、10日以上経過したものがあつた。同要綱に基づき対応されたい。

3 文書事務（文書保存年限）について

(1) 協定書及び覚書の文書について、保存年限を10年としていた。「多摩市下水道事業文書管理規程」では、各種協定書及び事業覚書については、30年保存と規定している。多摩市下水道事業文書管理規程に基づき対応されたい。

(2) 国庫支出金及び東京都支出金の関係文書について、保存年限を30年としていた。「多摩市下水道事業文書管理規程」では、国庫支出金及び都支出金に関する文書については、10年保存と規定している。「多摩市下水道事業文書管理規程」に基づき対応されたい。なお、保存年限後も引き続き保存の必要がある場合は、保存年限の延長により処理をされたい。

4 物品の管理について

物品整理簿に記録されていない物品が散見された。「多摩市下水道事業会計規程」に基づき対応されたい。

また、備品シールの取扱いを含め、物品の具体的な管理手法について、明確になっていなかった。早急に整理し、適正な物品管理をされたい。

5 個人情報の適正な管理について

下水道業務支援システムサポート業務委託・保守点検委託（契約期間：平成31年4月1日～平成32年〔令和2年〕3月31日）について、委託契約書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていたが、第3条の規定に基づく個人情報保護管理者の報告を受けたのは、令和元年12月20日であつた。「個人情報取扱特記事項」に基づき適正な事務処理をされたい。

第3 監査対象部署の概要

1 係の名称及び事務分掌（多摩市下水道事業の組織及び事務分掌に関する規程）

（1）経理係

- ・ 経営計画、財政計画及び財務報告に関すること。
- ・ 情報システムの管理及び運営に関すること。
- ・ 請負、工事、物品等の契約に関すること。
- ・ 事業用車両の管理に関すること。
- ・ 職員の任免、服務、研修、給与、福利厚生、保健衛生その他人事に関すること。
- ・ 条例、管理規程等の立案及び制定改廃に関すること。
- ・ 文書の收受、発送及び整理保管に関すること。
- ・ 公印の管理に関すること。
- ・ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- ・ 予算の編成、執行管理及び決算に関すること。
- ・ 企業債及び一時借入金に関すること。
- ・ 基本財産及び積立金等の管理に関すること。
- ・ 業務状況及び経営状況報告に関すること。
- ・ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- ・ 収入及び支出に関すること。
- ・ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- ・ 下水道使用料の徴収に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の係及び担当に属さないこと。

（2）業務係

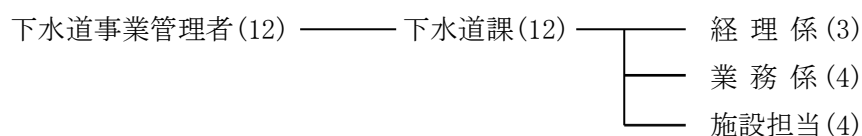
- ・ 公共下水道事業の計画及び認可に関すること。
- ・ 供用開始等の公示等に関すること。
- ・ 指定工事店に関すること。
- ・ 下水道の水質規制に関すること。
- ・ 排水設備及び水洗便所の設置に関すること。
- ・ 使用水量の認定に関すること。
- ・ 下水道使用料の減免及び汚水排出量の認定に関すること。
- ・ 総合治水対策に関すること。
- ・ 開発行為等に関すること。
- ・ 東京都水道局及び流域下水道との調整に関すること。

（3）施設担当

- ・ 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- ・ 公共下水道施設の財産管理及び用途廃止に関すること。
- ・ 法定外公共物（水路）の維持管理に関すること。
- ・ 境界の管理に関すること。
- ・ 工事又は委託業務の設計、積算、施工及び監督に関すること。

- ・雨水排水ポンプ施設及びマンホールポンプ設備の維持管理に関すること。
- ・公共下水道施設に係る管理システムに関すること。
- ・下水道施設の引継ぎに関すること。
- ・国庫補助及び東京都補助事業等に関すること。
- ・下水道台帳、固定資産台帳及び備品の管理に関すること。
- ・公共下水道施設の維持管理計画の策定及び更新に関すること。
- ・公共下水道施設等に係る自費工事及び占用許可に関すること。
- ・請負、工事、物品等の検査に関すること。

2 監査対象課の組織及び職員配置数（令和2年1月1日現在）



※（ ）内の数値は、常勤職員と再任用フルタイム職員の合計人数である。

※下水道事業管理者は、特別職なので職員配置数には含めていない。

※上記のほか、「多摩市下水道課職員の併任に関する規程」により、次の課に属する職員（課長を含む。）は、下水道課の職員と併任し、それぞれの事務に従事している。

- ・企画政策部情報システム課に属する職員は、情報システム機器の環境整備に関する事務に従事する。
- ・総務部総務契約課に属する職員は、市有財産の保険契約、事業用車両に係る交通事故処理、検査及び契約に関する事務に従事する。
- ・総務部人事課に属する職員は、職員の任免、服務その他人事、職員の能力育成、研修、職員の給与その他の給付、健康管理及び福利厚生に関する事務に従事する。
- ・総務部文書法制課に属する職員は、情報公開及び個人情報保護に関する事務に従事する。

収益的収入及び支出（令和元年10月末日現在）
 （予定額は、補正予算、予算流用を反映している。）

収入

（単位：円）

款	項	目	予定額	調定額	収入済額
1	下水道事業収益		3,636,258,000	1,485,532,342	1,220,698,834
	1	営業収益	2,599,240,000	1,478,498,076	1,213,742,976
		1 下水道使用料	2,359,305,000	1,378,116,861	1,113,361,761
		2 雨水処理負担金	237,869,000	100,000,000	100,000,000
		90 その他の営業収益	2,066,000	381,215	381,215
	2	営業外収益	1,037,018,000	7,034,266	6,955,858
		1 受取利息及び配当金	961,000	489,092	489,092
		2 他会計補助金	6,494,000	0	0
		3 長期前受金戻入	1,018,541,000	0	0
		5 雑収益	7,722,000	6,545,174	6,466,766
		7 都補助金	3,300,000	0	0

支出

（単位：円）

款	項	目	予定額	支出負担行為額	執行額
1	下水道事業費用		3,251,575,000	955,689,348	641,766,236
	1	営業費用	3,082,905,000	945,187,021	631,263,909
		1 管渠費	536,019,000	342,144,412	120,315,354
		2 ポンプ場費	18,969,000	13,722,749	7,423,111
		3 業務費	209,440,000	184,016,888	103,293,000
		4 総係費	138,773,000	71,235,561	66,165,033
		5 流域下水道管理費	703,062,000	334,067,411	334,067,411
		6 減価償却費	1,472,248,000	0	0
		7 資産減耗費	4,394,000	0	0
	2	営業外費用	118,670,000	10,502,327	10,502,327
		1 支払利息	19,634,000	10,423,749	10,423,749
		4 消費税及び地方消費税	98,569,000	0	0
		5 雑支出	467,000	78,578	78,578
	4	予備費	50,000,000	0	0
		1 予備費	50,000,000	0	0

資本的收入及び支出（令和元年10月末日現在）

（予定額は、補正予算を反映している。）

収入

（単位：円）

款	項	目	予定額	調定額	収入済額
1	資本的收入		77,147,000	0	0
	2	他会計補助金	76,570,000	0	0
		1 他会計補助金	76,570,000	0	0
	4	都支出金	577,000	0	0
		1 都補助金	577,000	0	0

支出

（単位：円）

款	項	目	予定額	支出負担行為額	執行額
1	資本的支出		248,930,000	94,417,582	85,133,582
	1	建設改良費	129,091,000	34,446,980	25,162,980
		1 事務費	22,997,000	11,680,635	11,680,635
		3 管渠建設改良費	65,200,000	9,284,000	0
		5 流域下水道費	29,320,000	12,249,849	12,249,849
		6 固定資産購入費	11,574,000	1,232,496	1,232,496
	2	企業債償還金	119,839,000	59,970,602	59,970,602
		1 企業債償還金	119,839,000	59,970,602	59,970,602

多摩市下水道事業損益計算書

(平成31年4月1日から令和元年10月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	1,276,181,661		
	(2) 雨水処理負担金	100,000,000		
	(3) その他の営業収益	358,970	1,376,540,631	
		<hr/>		
2	営業費用			
	(1) 管渠費	110,762,208		
	(2) ポンプ場費	6,769,377		
	(3) 業務費	95,641,668		
	(4) 総係費	65,485,456		
	(5) 流域下水道管理費	309,295,629		
	(6) 減価償却費			
	(7) 資産減耗費		587,954,338	
		<hr/>	<hr/>	
	営業利益			788,586,293
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	489,092		
	(2) 他会計補助金			
	(3) 長期前受金戻入			
	(4) 雑収益	6,062,087	6,551,179	
		<hr/>		
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	10,423,749		
	(2) 雑支出	78,578	10,502,327	△3,951,148
		<hr/>	<hr/>	<hr/>
	経常利益			784,635,145
	当年度純利益			784,635,145
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			
	当年度未処分利益剰余金			<hr/> 784,635,145 <hr/>

(注)・上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていない。

・減価償却費、資産減耗費及び長期前受金戻入は、年度末に一括で計上を予定。

多摩市下水道事業貸借対照表
(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,046,343,283	
ロ 建物	92,085,119		
減価償却累計額	10,794,962	81,290,157	
ハ 構築物	25,593,439,526		
減価償却累計額	2,610,013,670	22,983,425,856	
ニ 機械及び装置	594,790,653		
減価償却累計額	98,370,660	496,419,993	
ホ 工具器具及び備品	3,565,750		
減価償却累計額	1,236,600	2,329,150	
ヘ 建設仮勘定		24,228,820	
有形固定資産合計			25,634,037,259

(2) 無形固定資産

イ 地上権		17,018,038	
ロ 施設利用権		2,307,530,215	
ハ ソフトウェア		152,304	
無形固定資産合計			2,324,700,557

固定資産合計 27,958,737,816

2 流動資産

(1) 現金預金		8,410,278,615	
(2) 未収金	268,679,033		
貸倒引当金	589,000		
前払金	57,494,800		
その他流動資産	43,921,217	369,506,050	

流動資産合計 8,779,784,665

資産合計 36,738,522,481

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債	601,803,499	
(2) その他固定負債	1,100,000	

固定負債合計 602,903,499

4 流動負債

(1) 企業債	59,868,241	
(2) 未払金	25,511,276	
(3) 預り金	5,242	
(4) その他流動負債	102,440,532	

流動負債合計 187,825,291

5 繰延収益

長期前受金	18,541,897,684	
収益化累計額	2,039,875,983	
繰延収益合計		16,502,021,701

負債合計 17,292,750,491

資本の部

6 資本金

9,191,760,182

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	1,781,385,624	
ロ 他会計補助金	264,957,659	
資本剰余金合計		2,046,343,283

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	527,080,793	
ロ 建設改良積立金	6,895,952,587	
ハ 当年度未処分利益剰余金	784,635,145	
利益剰余金合計		8,207,668,525

剰余金合計 10,254,011,808

資本合計 19,445,771,990

負債資本合計 36,738,522,481